

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第二十八号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和四年一月四日から適用する。

令和三年十二月一日

国税庁長官 大鹿 行宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
<p>関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、<u>第四条</u>、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件</p>	<p>関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件</p>
<p>関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条第二項第六号、</p>	<p>関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条第二項第六号、</p>

<p>第三条、<u>第四条</u>、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定め、令和三年二月十五日から適用する。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 規則第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第三十九条</u>に基づく手続等とする。</p> <p>三 規則<u>第四条</u>に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び<u>第八条</u>に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。</p> <p>[四 略]</p>	<p>第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定め、令和三年二月十五日から適用する。</p> <p>[一 略]</p> <p>二 規則第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第三十九条</u><u>第一項</u>に基づく手続等とする。</p> <p>三 規則第八条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。</p> <p>[四 略]</p>
<p>備考 表中の傍線部分は改正部分であり、[]の記載は注記である。</p>	